

私立専修学校授業料等減免費用負担金交付要綱

令和 2 年 4 月 2 7 日

2 生私振第 1 9 1 号

生活文化局長決定

一部改正令和 3 年 3 月 2 9 日 2 生私振第 1 9 3 9 号

一部改正令和 3 年 9 月 1 3 日 3 生私振第 1 6 0 号

一部改正令和 7 年 4 月 1 日 7 生私振第 5 3 号

(通則)

第 1 条 この要綱は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項により確認を求め、同条第 2 項により確認を受けた東京都内に所在する私立専門学校（以下「確認校」という。）の設置者（以下「設置者」という。）が行う法第 4 条第 1 項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用について、法第 8 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、都が交付する私立専修学校授業料等減免費用負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。負担金の交付については、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この負担金は、法第 1 条に定める家庭の学生等に係る授業料等減免に要する費用について交付し、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この要綱に定める授業料等減免費用の交付対象者は、法第 3 条第 1 項第 7 号により確認を求め、同条第 2 項により確認を受けた確認校の設置者及び別途実施細目に定める者とする。

2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく負担金の交付の対象としない。

（1）暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員及び評議員並びに教職員等並びに使用人その他の従業者及び構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(負担金対象経費)

第4条 知事は、第2条の目的を達成するため、確認校の設置者が、法第4条に定める授業料等減免対象者と認定した者に授業料等減免を行うために要する経費を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする確認校の設置者は、別に定める期日までに、交付申請書及びその他別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 知事は、前条の交付の決定の通知を受けた確認校の設置者が当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該決定の通知を受領した日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を、通知するものとする。

(交付の変更)

第8条 確認校の設置者は、第6条の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ知事に申請した上で、その承認を得なければならない。ただし、負担金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認の申請があった場合は、その内容を審査し、負担金の交付決定の内容及び配分の変更を承認するときは、確認校の設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(中止又は廃止)

第9条 確認校の設置者は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、その旨をあらかじめ知事に申請した上で、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第10条 確認校の設置者は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨に

関する報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、確認校の設置者に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 確認校の設置者は、負担金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日（廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）から30日を経過した日又は負担金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書及びその他別に定める書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の負担金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときとは、次に掲げる条件の両方が満たされたときをもって、その完了を指すものとする。

- 一 確認校の設置者が、対象となる学生への授業料等減免を実施完了すること。
- 二 支援対象となり得る学生が、支援対象の採否、支援区分、適格認定の結果等、支援対象者としての全ての要件を満たすことが明らかであること。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金の額の確定通知書を確認校の設置者に通知するものとする。

2 知事は、確認校の設置者に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、確認校の設置者に対し、期限を定めてその超える部分の負担金の返還を命ずるものとする。

3 当該設置者は、負担金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(負担金の支払)

第14条 負担金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき負担金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、負担金の全部又は一部について概算払することができる。

(交付の条件)

第15条 負担金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 一 負担金は、第4条に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交

付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。

- 二 授業料等減免の費用の支弁は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。
- 三 授業料等減免に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- 四 授業料等減免に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならない。
- 五 確認校の設置者は、第5条、第8条又は第12条の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- 六 授業料等減免に係る経費の支出は、第2号に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- 七 知事が職員をして、授業料等減免についての関係書類及び物件を調査させた場合又は授業料等減免の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、設置者は、これに応じなければならない。
- 八 知事は、第7号による調査又は報告により、授業料等減免が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- 九 確認校の設置者が第8号の命令に違反したときは、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- 十 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

(是正のための措置)

第16条 知事は、第11条、第13条第1項及び第15条第7号による審査及び調査により、授業料等減免の成果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びにこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(交付決定の取消等)

第17条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 確認校の設置者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- 二 確認校の設置者が、負担金を授業料等減免以外の用途に使用した場合
- 三 確認校の設置者が、負担金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、負担金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 五 第15条第1号から同条第10号までのいずれかに該当又はこれに反するとき。

六 負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

七 第5条、第8条又は第12条の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。

八 確認校及び確認校の設置者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員及び評議員並びに教職員等並びに使用人その他の従業員及び構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

九 その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

3 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する負担金が交付されているときは、期限を付して当該負担金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、確認校の設置者に対し、当該命令に係る負担金を確認校の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき負担金を確認校の設置者が納付する日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第1項第4号に掲げる場合は除くものとする。

5 第3項の規定に基づく負担金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付に当たり、その費用の積算については、本要綱第13条第3項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

第18条 確認校の設置者は、負担金の経理について、負担金以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 負担金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都私立学校教育助成条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則及び東京都補助金等交付規則の定めるところによる。この負担金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則(2生私振第1939号)

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和2年度の負担金から適用する。

附 則(3生私振第160号)

この要綱は、令和3年9月13日から施行し、令和3年度の負担金から適用する。

附 則（７生私振第５３号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度の負担金から適用する。

私立専修学校授業料等減免費用負担金交付要綱実施細目

令和 3 年 9 月 1 3 日

3 生私振第 1 6 0 号

生活文化局私学部長決定

一部改正令和 7 年 4 月 1 日 7 生私振第 5 3 号

私立専修学校授業料等減免費用負担金に係る交付の対象について、下記のとおり定める。

記

法第 3 条第 1 項第 7 号により確認を求め、同条第 2 項により確認を受けた確認校のうち、負担金交付年度中に設置者を欠き、やむを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない学校は、学校管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、負担金の交付を受けることができる。